

# 令和3年度欧州プロモーション現地レップ業務委託 業務仕様書

## 1. 業務の目的

三重県は、伊勢志摩サミットの開催により知名度が向上した好機を生かし、アジアを中心とした従来の重点国・地域に加え、G7構成国を始めとする欧米からの誘客に取り組んできた。

平成28年度以降は、特に三重県への関心の高いフランスを中心に、現地に設置したレップ（営業代理人）を通じた誘客活動に取り組んでおり、令和元年度からはFITに着目したプロモーションを開始し、令和2年度はコロナ禍においてもインバウンド再開後に団体客を的確に取り込むため現地旅行会社に対するセールス及び関係強化を行ってきた。

令和3年度は、引き続きフランス市場を中心に旅行会社へのセールス及び関係強化、FIT向け情報発信を行い、訪日旅行再開時の誘客を促進するため、現地レップ業務を委託する。

## 2. 契約期間

契約締結日から令和4年3月25日（金）まで

## 3. 業務内容

### (1) 現地旅行会社へのセールスおよび関係強化

#### ア フランスにおけるセールス（10社以上）

フランス国内に拠点のある旅行会社（ツアーオペレーターを含む。以下同じ。）10社以上に対し、セールス活動を行うとともに、三重県内の宿泊を含む旅行商品の販売や造成に取り組むよう働きかけること。

セールス先として、令和2年度に三重県が発注した業務（令和2年度欧州プロモーション現地レップ業務）によりセールスを行った10社（※）を含み（廃業など止むを得ない場合は新たに別のセールス先を探すこと）、10社以上とすること。

また、訪問方式を原則とするが、新型コロナウイルス感染症の影響等止むを得ない場合は、Zoom等のWeb方式でも可とする。

セールス先への働きかけは一度のセールスのみで終わるのではなく、フォローアップを含む継続的な接触に取り組み、関係強化に努めること。

※ 令和2年度のセールス先旅行会社については担当部局において情報を提供するので問い合わせてください。

#### イ フランス以外の国におけるセールス（10社以上）

フランス以外の欧州に拠点のある旅行会社にセールスを行うとともに、三重県内の宿泊を含む旅行商品の販売や造成に取り組むよう働きかけること。

セールス先として、三重県内の宿泊客の多い国をターゲットとし、英国、ドイツ、スペイン国内でそれぞれ3社以上を含む合計10社以上とすること。

ウ アおよびイのセールス活動は単なる情報提供ではなく、意見交換を含み、積極的な働きかけを伴うものであること。

エ セールスを行った旅行会社に対し、適宜、フォローアップを行うこと。メール等の手段でも可とする。

オ セールスに必要なプロモーション資料を企画し作成すること。

なお、三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズ「Mie, Once in Your Lifetime」(一生に一度は訪れたい三重県)を活用すること。

※ 三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズについて

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0032500073.htm>

カ 実施したセールスについては、セールス先会社ごとにレポートを作成すること。セールスレポートには、次の項目を含むこと。

- ① セールス先旅行会社名および住所
- ② 旅行会社名、ウェブサイトアドレスおよびメールアドレス
- ③ 旅行会社の特徴、三重県への送客実績の有無
- ④ セールス内容
- ⑤ 相手方の対応(セールスに対する相手方の意見・反応や観光地としての三重県に対する印象等)
- ⑥ セールス結果に対する評価
- ⑦ 旅行会社の今後の商品造成および販売見込み
- ⑧ 旅行会社に対する今後の対応方針またはその提案
- ⑨ 三重県からの情報提供の可否および英語または日本語でのコミュニケーションの可否
- ⑩ その他参考となる情報(特になければ不要)
- ⑪ フォローアップの内容(実施した場合)

キ セールスレポートは各月に実施した分を、翌月10日(令和4年3月分は令和4年3月25日)までに、「4. 報告書」とは別に電子データにて提出するものとし、また、フォローアップを行った場合は、再度、提出済みのセールス先毎の電子データにその内容をさらに記載のうえ、フォローアップを行った月の翌月10日(令和4年3月分は令和4年3月25日)までに提出するものとする。

ク ツアー造成や販売、実施にかかる旅行会社からの問合せに対し、必要な情報提供および三重県との連絡調整を行うこと。(随時)

ケ セールス先旅行会社に対し、三重県担当部局から継続的に情報提供することについて了解を得るよう努めること。

※ 狙いとしては、特に英語または日本語によるコミュニケーションが可能

な旅行会社に対して、業務委託期間中だけでなく終了後についても三重県からタイムリーな話題やイベント等の情報提供を行い、三重県への送客を促進するほか、これを契機に三重県と現地旅行会社の関係を構築しようとするものである。

※ 提案時の留意事項

(ア) セールスを行う旅行会社の候補について、一覧にまとめ、選定の考え方を明確にすること。

※ 令和2年度に当該委託業務によりセールスを行った旅行会社は除く。

(イ) セールスの方法（アプローチの方法）について、効果的な戦略を提案するとともに、セールスにより得られる成果を説明すること。

(ウ) セールスの際に使用するプロモーション資料について、具体的に提案すること。例えば、サムネイル方式により視認化し、各ページでどのような情報を盛り込んでいくのかを明示する方法などが考えられる。

(エ) セールス戦略、プロモーション資料について、各国ごとに旅行者の興味・関心に応じた工夫を提案すること。

(2) F I T誘客に向けた情報発信

ア フランスを中心とする欧州から誘客を促進するため、F I T向けに効果的な情報発信を企画、実施すること。情報発信するコンテンツについては新たに制作以外に、三重県が保有するプロモーション動画および、県内観光地等の写真素材を活用することも可能とする。また、情報発信による目標を設定し、K P Iとして取り扱うこと。

※ 三重県が保有するプロモーション動画

①令和元年度欧州向けプロモーション動画

<https://www.youtube.com/watch?v=CfjW66hiUTM>

②令和元年度ブランディング動画

<https://www.youtube.com/watch?v=6E80cy3ZDJk>

③令和2年度ブランディング動画

<https://www.youtube.com/watch?v=GWMJ4br2PJU>

なお、三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズ「Mie, Once in Your Lifetime」（一生に一度は訪れたい三重県）を活用すること。

※ 三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズについて

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0032500073.htm>

※ 提案時の留意事項

(ア) 提案する媒体と、その想定するターゲットについて、選んだ理由を具体

的に説明すること。

(イ) 情報発信の内容について、具体的に説明すること。

(ウ) K P I 設定値の理由・考え方を示すこと。

(エ) 三重県が運用する次の SNS①～⑤の全部または一部（特に③）について、アの情報発信から閲覧者を流入させる仕掛けやアの情報発信の内容をアレンジした投稿など、これら SNS を有効活用できる取組を実施できるのであれば、提案すること。（K P I の設定は不要）

①英語 : フェイスブック <http://www.facebook.com/travelmiejapan>

②英語 インスタグラム <https://www.instagram.com/visitmie/>

③フランス語 : フェイスブック <https://www.facebook.com/japantravelmie.fr>

④ドイツ語 : フェイスブック <https://www.facebook.com/japantravelmie.de>

⑤スペイン語 : フェイスブック <https://www.facebook.com/japantravelmie.es>

### (3) その他関連する業務

ア 上記業務（セールスレポートを除く）及びセールス先旅行会社の属する国の市場の動向についてレポートを作成し、電子メールで提出すること。（9 月末及び 12 月末の 2 回）

イ 事業終了後には、その時点での市場動向や本事業の実施結果をふまえ、今後のフランスを中心とする欧州市場向けのプロモーション手法等について提案すること。

### ※ 提案時の留意事項

(ア) 本部（活動を統括する事務所）および欧州現地の活動の拠点がどの国（地域）にあるか明記し、組織体制が分かるようにすること。

(イ) 主な担当者については、経験・資格等、業務遂行上有効な項目を記載すること。提案時に決まっていなければ、担当者選定の考え方などを記載すること。

(ウ) 業務実施体制および担当者について、自社の強みを訴えること。

(エ) 業務ごとのスケジュールも併せて提案すること。スケジュールは、単に委託期間を通じて実施する等の記載だけではなく、原則として毎月ごとの進捗状況が分かるものすること。

(オ) 業務の一部を再委託する場合またはその可能性がある場合は、再委託先および再委託する業務の対象について、提案書に記載すること。

(カ) その他、業務内容に求めること以外について任意で提案を行う場合は、具体的かつ実現可能性があるものとする。

## 4. 報告書

本業務終了後、期限までに事業実績に係る報告書を 2 部提出すること。

(1) 報告書記載事項

ア 3. (1) の実施内容・結果

(プロモーション資料・セールスレポートを含む。)

イ 3. (2) の実施内容・結果

(K P I の結果および結果に対する考察を含む。)

ウ 3. (3) の提案

エ その他、監督職員が指示したもの

(2) 納品期限 令和4年3月25日(金)

(3) 納品場所 三重県雇用経済部観光局海外誘客課

5. 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6. その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進める。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があり、また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、委託業務の一部が実施できない場合は、実施できない部分に応じて委託料が減額となる。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 個人情報の保護

受託者は、委託業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守るものとする。なお、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、罰則規定があるので留意すること。

7. 担当部局等

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部観光局 海外誘客課 担当 安藤、久保

電 話 : 059-224-2847  
ファクシミリ : 059-224-2801  
Email : inbound@pref.mie.lg.jp

以 上